

雇用関係助成金のお知らせ

はじめに 早期再就職支援等助成金について

今号では『早期再就職支援等助成金』のご紹介です。今年度さらに使いやすくなった『雇入れ支援コース』と『中途採用拡大コース』についてご説明させていただきます。

今後採用される方が対象者になる可能性もありますのでご承知おきください。

早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）

雇入れ支援コースは、事業主の経済的事情等により離職を余儀なくされた労働者を早期に雇い入れ、賃金を雇い入れ前の賃金と比較して上昇させた事業主に対して助成する制度です。計画は必要ないので、対象者となる方を雇い入れた場合は申請をお忘れ無く。

対象となる労働者

貴社に雇い入れられる直前の離職の際に

- ①『再就職援助計画対象労働者』であった労働者の方
- ②『雇用保険の特定受給資格者』であった労働者の方

『再就職援助計画対象者』とは事業規模の縮小など経済的事情で相当数の労働者が離職を余儀なくされる場合に、事業主は労働者に対する『再就職援助計画』を作成しハローワークの認定を受ける必要があります。その計画の対象者となった方のことです。『再就職援助計画対象労働者証明書』をお持ちです。

『雇用保険の特定受給資格者』とは倒産や解雇など、主に会社都合により離職した方のことです。『雇用保険受給資格者証』の離職理由の欄に番号で記載があります。

ポイント



対象となる事業主

- ①事業主の都合により解雇等された方を雇い入れること
 - ②離職日の翌日から3か月以内に雇い入れていること
 - ③雇い入れ前の賃金より5%以上上昇させていること
- などが要件となっています。

助成額

通常	優遇助成※
30万円	40万円

※優遇助成は一定の成長性が認められる事業所の事業主が、対象者を雇い入れた場合に適用されます。

早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）

中途採用拡大コースは、中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用の拡大を行い、雇入れ前の賃金を上昇させた事業主に対して助成する制度です。事前に計画届が必要です。

対象となる労働者

- ① 中途採用により雇い入れられている
- ② 雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れられている
- ③ 期間の定めのない労働者として雇い入れられている
- ④ 雇い入れ日の前日から起算してその日以前1年間に、当該事業所で雇用、出向、派遣、請負または委任により就労したことがないなどの条件があります

申請までの流れ

事前に中途採用計画を作成しハローワークに提出

中途採用者の雇用管理制度の整備・対象となる方の雇い入れ

中途採用率の拡大	中途採用者の賃金上昇
中途採用率を前年同期と比較して5ポイント上昇させる。または、中途採用率を50%以上にする	中途採用者の雇入れ時の賃金を雇入れ前と比較して5%以上上昇させる

ハローワークに支給申請書を提出し助成金支給

助成額

中途採用者1人あたり	加算額※
20万円	10万円

※「ローカルベンチマーク」の財務分析結果が「B」以上または給与等受給者1人当たりの平均受給額を5%異常上昇

今号では早期再就職支援等助成金についてご説明させていただきました。詳しく知りたい方は厚生労働省ホームページをご覧ください。下記連絡先までご連絡ください。

なお、7月から一部助成金の提出先が変わりましたので問い合わせ先一覧も添付します。ご活用ください。

ハローワーク米沢

令和8年6月22日 ハローワーク米沢発行
米沢所公式HPから登録できます バックナンバーも掲載中

メール配信登録も好評受付中



担当：専門援助部門 TEL 0238-22-8155

〒992-0012 米沢市金池3-1-39

ハローワーク米沢で取扱う雇用関係助成金は
2階の専門援助部門の窓口でご対応します